



発行所 地方会ニュース編集事務局  
〒 470-1192  
愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1-98  
藤田保健衛生大学医学部公衆衛生  
電話 (0562) 93-2453  
FAX (0562) 93-3079  
発行責任者 井谷 徹

(題字 皿井 進筆)



ゴミ収集作業：ゴミ収集作業は、快適な生活を維持する上で不可欠な仕事である。しかし、暑熱・寒冷環境に加え腰部・肩腕部等への運動器負担、ガラス片や竹串などのゴミによる怪我や交通事故などの危険性、悪臭、さらには社会的偏見も大きいなど産業衛生学的にみて解決すべき課題の大きな作業でもある。

## 東海地方会活動の更なる飛躍のために

日本産業衛生学会東海地方会長 井谷 徹



日本産業衛生学会の役員選挙も終了し、新理事長に清水英佑先生が選出され、新理事、代議員の協力の下、活動が開始しています。東海地方会におきましては、私が地方会長に再選され、全国理事には、小林章雄先生、齊藤政彦先生と私が選出されました。また、60人の代議員が選出され、地方会理事を兼任して頂いております。

今回の役員改選を機に、前地方会長・全国理事の竹内康浩先生が理事職を辞されました。先生には、東海地方会長および日本産業衛生学会全国理事として長年にわたり地方会活動に貢献していただきました。また、日本産業衛生学会副理事長をはじめとして、全国レベルでも学会活動のリーダー役を果たしていただきました。そうしたご功績を受け、日本産業衛生学会東海地方会名誉会長にご就任頂くことをお願いいたしました。私どものお願いをご快諾頂きましたので、本年度の地方会総会で地方会理事の承認と合わせ提案し、承認して頂く予定になっております。しかし、いわゆる“楽隠居”的な名誉会長ではなく、東海地方会活動を支えて頂くactiveな名誉会長として、地方会活動を支えて頂きたいと思っております。

私が地方会長に就任しました2002年以来、東海地方会は、第13回日本産業衛生学会産業医・産業看護全国協議会、第8回産業衛生技術部会、第77回日本産業衛生学会総会をはじめ、多くの全国規模の集会をお世話して参りました。いずれの集会も成功裏に開催することができたと思っております。これも、鎌田 隆先生、白田多佳夫先生、土屋真知子先生をはじめとして、会の企画・運営にご尽力頂いた地方会員の皆様のおかげと感謝しております。

地方会レベルで取り組むべき大きな会合を3つ主催する機会があったことは、地方会員が協力し結束を強めるいい機会になったと思います。しかし反面、行事予定に追われ、地道な地方会活動がおろそかになってしまったのではないかという不安も残ります。幸い、本年度、来年度は地方会がお世話をしなければならない大きな全国行事は現時点では予定されていません。地方会に求められている活動とは何かを考えるよい機会ではないかと思っております。「東海地方会員の活動支援策」、「東海地域における産業衛生活動活性化策」、「東海地方会の地域貢献策」、「全国規模での学会活動への貢献策」などをキーワードとして、地方会活動の方向性を検討してみたいと思っております。皆様の積極的活動参加を期待しております。

## 第19回産業医・産業看護職・衛生管理担当者のための研修会

### はじめに

寺澤 哲郎 (UFJ銀行名古屋健康管理センター)

昨年名古屋で産業衛生学会総会を開催した関係で、2年ぶりの開催となった本研修会ですが、今年は、会場が例年と変更になったにもかかわらず、出席者数187名と、ほぼ前回と同様、多くの方々にご参加いただき、大盛況のうちに開催することができました。研修会の構成は講演4題とし、up to dateな話題を取り上げたつもりです。講演はいずれも内容の濃い大変聞き応えのあるもので、反響も大きく、充実した研修会にることができたと思っています。レベルの高い内容をわかりやすくお話を下さった講師の先生・座長の先生方をはじめ、手弁当で企画・雑務をお引き受け下さった企画運営委員の先生方にお礼申し上げると共に、多数ご参加下さい会を盛り上げて下さった、各方面の方々に感謝いたします。

### プログラム

日 時 2005年2月25日(金) 10:00~16:45

会 場 ウイルあいち(愛知県女性総合センター) 大会議室

〒461-0016 名古屋市東区上堅杉町1

ー午前の部ー

#### 開会の挨拶・オリエンテーション

日本産業衛生学会東海地方会会長

井谷 徹

日本産業衛生学会東海地方会事業部長

寺澤 哲郎

#### 講 演「サプリメントー上手な使い方と落とし穴ー」

愛知医科大学医学部情報学 助教授

安藤 裕明

座 長 静岡県金属工業健保組合浜松事務所

青山 京子

#### 講 演「行動科学に基づいた保健指導の方法と実際」

大阪府立健康科学センター 健康生活推進部長

中村 正和

座 長 聖隸健診センター

武藤 繁貴

ー午後の部ー

#### 講 演「夜勤交代勤務と労働衛生管理」

労働科学研究所 常務理事

酒井 一博

座 長 名古屋市立大学大学院 教授

井谷 徹

#### 講 演「やる気をひきだす糖尿病予防活動

あいち健康の森健康科学総合センター 指導課長 津下 一代

座 長 五藤労働衛生コンサルタント事務所

五藤 雅博

#### 閉会の挨拶



### 「サプリメントー上手な使い方と落とし穴ー」 を聴いて

青山 京子

(静岡県金属工業健保組合浜松事務所)

サプリメントは、昨今の健康ブームと、不確かな溢れる情報と、忙しい労働者の生活という条件の中で、関心が非常に高まっています。効果に対する疑問や、安全性について不安を感じる産業保健職がどのように考えれば良いのかを安藤裕明先生(愛知医科大学医学部情報学)から基本的な考え方と、正しい使用法に関して示唆に富むご解説をいただきました。

2004年の調査(アサヒビール)によれば、すでに、サプリメントが日本人の社会生活の中で、完全に認知されるようになっている現状にあるということが示されました。

サプリメントとは、「健康に有益だと思われる食品中の成分を、効率よく摂取しやすいように加工したもの」です。自分の判断で購入・使用できるという反面、過剰摂取やアレルギーの問題に加え、医薬品成分や未承認医薬品の混入、科学的根拠のない商品をイメージのみで販売するなどさまざまな問題点があることが指摘されました。

長期摂取の場合の安全性について保証はなく、最新の情報を入手し、吟味する必要があることをリノール酸の過剰摂取によるアレルギー反応の亢進や免疫抑制の例などで説明されました。

過剰摂取による健康被害や粗悪な品質を避けるには「サプリメント1カプセルあたりの成分量は、普通の人が、1回の食事で、実際にその成分を含む食品を食べることによって摂取できる量を超えない範囲……」「目安量の遵守とともに、時々摂取を休止し、メーカー・ブランドを時々変えて体調を振り返る」は、まさに納得の見解でした。さらに、免疫刺激を目的とするサプリメントを使う場合でも、体力や基本的な栄養素の摂取が十分でないと、免疫刺激効果が期待できないことなど、いずれにしても栄養の整った食事を軸にした食生活が重要であることを労働者が認識するよう、サプリメントを通して伝えることの大切さを知ることができました。



(安藤 裕明先生)

### 「行動科学に基づいた保健指導の方法と実際」 を聴いて

清水美千予 (聖隸健診センター)

私はこの研修会に参加し、中村先生の講演内容に、一番興味が惹かれました。中村先生の講演の中で、Prochaskaの行動変容のステージモデルに基づいた、クライアントへの支援についての内容がとても印象に残っています。変容過程は、無関心期・



関心期・準備期・実行期・維持期の5つのステージに分類されていて、そのうちの無関心期では、一方的になると反発するので、気づきを促す働きかけとして、相手の考え方を聞き、受容することや、中立的な立場で専門職としての見解を伝えることや、いつでも相談に乗れることを伝えることが大切ということでした。関心期では、迷いのある時期であり、自己効力感を高めるなど、意思決定を支援することが大切ということでした。準備期では、実行を支援する働きかけとして、行動療法的なアプローチが大切ということでした。

当センターでは、人間ドックの生活支援は、ヘルスプランを基に行なっています。ヘルスプランでは、生活改善が必要な項目について、円グラフとアドバイスで明確となっており、結果と合わせて今後の生活目標について御本人に考えもらうことができます。実行期や維持期のクライアントへのアプローチは、自分でどのようにしていいかがわかつており、介入しやすいのですが、特に無関心期のクライアントの介入に戸惑いを感じることがありました。中村先生のお話を聞き、クライアントがどのステージにいるのか、客観的に捉えるよう心掛けるようになりました。又、無関心期のクライアントに対して、一方的な問い合わせになつてないか考えるようになりました。今後は、ステージ問診を導入できれば、さらに介入しやすいのではないかと考えています。

中村先生のお話は、現場に戻っても、実践に結びつけられる内容で、とてもためになりました。ありがとうございました。



(中村 正和先生)

### 「夜勤交代勤務と労働衛生」を聴いて



加藤 保夫

(岐阜県産業保健センター)

労働科学研究所の酒井先生の講演では、夜勤交代制勤務の話に入る前に、まず昨今の就業形態の多様化が急速に進むなか、ワーカルールとして安全衛生の視点がどこまで配慮されているかについて問題提起がなされた。雇用形態（リストラ、裁量制、非社員化等）、作業形態（過重労働 [時間のみならず質も含む]、職場ストレス、IT化）が厳しさを増すなかで、社会のニーズ（医療・福祉、コンビニ等の24時間化社会）と相俟って夜勤交代制の管理は重要性を増している。ついで夜勤労働の評価に欠かせない、産業疲労について触れられた。疲労は作業負担により、進行し蓄積する性質がある反面、休息により元に戻る可逆性も持ち合わせている。しかし労働者個人の1日は24時間しかない。残業時間が増えれば自由時間は減り、睡眠時間短縮は疲労回復を阻害し、疲労が蓄積することにより労働災害にもつながりかねない。夜勤交代勤務のリスクも単に安全面だけでなく、健康或いは生活リスクも合わせた複合リスクであることが強調された。ついで体温の概日リズムと眠気、夜勤時のガス検針誌読み取りミスの多発、夜勤中に起きた世界的大惨事、さらには具体的な夜勤の交代編成へと話は進んだ。交代制には週番型と連操型があ

り、連操型では正循環方式（日勤、夕勤、夜勤の順）が望ましい。最近では交代制にも工夫がなされ、4組3交代+日勤1組の5組3交代、3組3交代（平日フル）+2組2交代（土日パート）といった新しい方式も考案されている。いずれにしても業種等によってどの方式がいいかは画一的には決められず、“産業医は時には夜勤作業にも付き合って実態を把握すべき”とする演者の姿勢に、現場を重視した労働衛生の基本を改めて痛感させられた次第である。



(酒井 一博先生)

### 「やる気をひきだす糖尿病予防活動」を聴いて

五藤 雅博

(五藤労働衛生コンサルタント事務所)

最後の講演は、津下一代先生による糖尿病管理のお話しである。糖尿病患者は予備軍も含めると国民の約10%が罹患しているという。したがって糖尿病管理は産業保健分野の重要なテーマとなっている。津下先生は糖尿病の専門医であるが、日医認定産業医でもあり、職場の健康管理についても造詣が深い。講演は、まず糖尿病発症のメカニズムをわかりやすく説明された後、職場の糖尿病予防活動について、現在、先生が所属されている「あいち健康プラザ」の糖尿病予防教室を紹介しながら具体的に話をすすめられた。大変わかりやすく、またすぐに役立つお話しであったため、会場が暗くなっているにもかかわらず最後まで眠くならず、集中してお話を聞くことができた。パワーポイントスライドも明解で、多くのことが印象に残った。たとえば、最近は若くても肥満者になる割合が多いとか、境界型糖尿病でも心血管イベント死亡率が高くなることや、生活習慣としては、満腹食いかいけないというようなことなどである。とにかく、いかに行動変容をおこさせるかということが重要であり、それこそ「やる気を引き出す」方法を数多く教えていただいた。1時間15分の講演時間ではとても語り尽くせない充実した内容であったにもかかわらず、先生は時間通りに話をまとめられた。残念ながら参加者との質疑を行う時間がなかったが、講演終了後多くの参加者が先生のもとに集まり、個別の質問や講演の依頼などしていたようだった。したがって、先生はしばらく演台に残っておられた。津下先生は、働く年代の糖尿病管理が、我が国の糖尿病患者発生の減少に寄与するというお考えをもっておられ、職場の管理やこういう研修会に積極的に協力していただける。



(津下 一代先生)

## 新理事に聞く！

### 全国理事に選出されて



**小林 章雄** (愛知医大・医・衛生)

日本産業衛生学会東海地方会には、学識・経験ともにわが国をリードするような、優れた方々が多数おられる中で、今回、全国理事に選出されましたことは、たいへん光栄であり、また、責任重大なものと考えております。学会の一層の発展のために、3点ほど心がけたいと思います。

第1は、学術の振興です。研究の発展と知見の集積が産業衛生の現場の実践に根拠を与え、課題を解決するための基盤となることは、いうまでもありません。それとともに、研究の推進がめざす新たな価値の創造や、研究パラダイムのダイナミックな転換などは、産業衛生活動の充実にとってもまた、欠くべからざる栄養源であると確信しております。会員の方々が、それぞれの領域で自由闊達に、励ましあいながら大いに活躍していただけるよう、力を尽くしたいと思います。

第2は教育・研修・情報伝達の充実です。近年、メンタルヘルスや過重労働対策など、産業保健スタッフはもとより、人事・労務担当者、事業者までを幅広く対象とした教育・研修・情報伝達の充実が求められる課題が急増しています。また、医師の卒後臨床研修プログラム「地域保健・医療」におけるプライマリケアとしての産業保健の研修など、専門家としての全般的な機能の向上が求められています。そのためには、国際的動向とも連動する、わが国産業の特徴とその多様性にきちんと対応した教育・研修・情報伝達の充実を図る必要があります。東海地方は、幅広い産業構造、企業規模、人材を有しており、どのような切り口からの取り組みも、わが国における諸活動の貴重な参考になりうるものと考えております。この地方の多彩な取り組みを基盤として教育・研修・情報伝達の充実に取り組みたいと存じます。

第3は、会員相互のサポートの向上です。医学部3年生のある学生から「互いに競争的な関係にある企業の産業保健スタッフ同士は、仲がいいのか、悪いのか?」「なぜ?」という質問を受けました。単に顔を合わせる機会が多くて仲がいいということではなく、産業衛生における学術の発展と実践活動の充実という、高い専門性にもとづく共通の目標に沿って、具体的に互いに支えあう活動とその成果こそが、おそらく説得力のある答えを用意できるものと思います。この東海地方会に歴史性をもって暖かく育まれつづけている何ものかを、いつそう豊かに発展させるべきことはいうまでもありません。それと同時に、情報共有化の基盤とツールが著しく発達している今日、県のレベルや、一地方会の枠組みを越えて、会員相互のサポートが確かに高められるよう、心がけたいと存じます。

最後になりましたが、困難な時代を新たな着想と志をもって生きた医の先輩、高野長英の「学術走西域 双眸奔五州」という語を銘として、気風おおらかに、全力を挙げて取り組んで参りたいと思いますので、ご支援のほど、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

### 急変する産業現場と産業衛生学会の

#### 果たすべき役割



**斎藤 政彦** (大同特殊鋼)

ご存知のように、東海地区は製造業の一大集積地として多くの企業が事業場を抱え、その中で産業医や産業看護職、あるいは産業衛生技術職として多くの方が活躍してみえます。我々が身を置く産業保健というフィールドは、法律によって活動が規定されているという特徴があります。ただし、この法律は通常、最低必要条件を保証するという性格のもので、より快適な労働環境を目指すことに我々産業保健従事者の眞の目標があります。その際、我々の活動が医学的に妥当であることが重要です。よくエビデンスに基づいた産業保健(EBOH: Evidence Based Occupational Health)という言葉を耳にします。法律と向き合いながらも、同時に医学としての妥当性に裏付けられた活動を実践することが大切と考えます。しかし、職場の抱える健康問題は多岐にわたり、業種ごと、企業ごと、さらには事業場ごとで異なり、その上そこには独特的の風土があり、それを踏まえた上で活動しないとどんなこともうまくいかないという難しい側面があります。企業で働く産業保健従事者の数は限られ、相談相手に乏しく、これでいいのだろうか、こんな場合どうしたら良いのだろうか、という疑問や不安が常にについて回ります。そういう疑問や不安に答えることが学会の重要な役割の一つと理解しています。現場の産業保健従事者が自信を持ってその職にあたれることをサポートする学問的バックグラウンドが産業衛生学会であると考えています。また同時に、坐して待つだけではなく、現場の実体験に基づいてエビデンスを積極的に創ることも重要ではないでしょうか。自分達の活動をしっかりと振り返り、それが正しかったかどうかを検証する。そしてそれをエビデンスとして持ちより、情報交換を通して、次の実践にその成果を生かしていく、そういう場となってこそ真に価値のある産業衛生学会といえます。

一企業終身雇用、年功序列といった日本固有のシステムの崩壊が話題に上るようになって既に久しく、安定性が失われたことによる将来への不安や、効率を追求した結果の過重労働が、人々の健康を蝕む昨今、労働者の心身両面の健康を支える産業保健従事者の果たす役割は今後ますます大きくなっていくと考えられます。労働安全衛生法が過重労働やメンタルヘルス対策重視の方向へ改訂され、また一方で、個人情報保護法が施行に移され、健康情報の管理という面でもより重い責任が求められる状況にあります。グローバル化を受けて急速に変貌する産業界に引っ張られる形で、産業保健に携わる方々の仕事は、質的に変化し、かつ量的に増えています。産業衛生学は典型的な実学であり、現場で労働者の健康管理に役立って初めて実りある学問といえます。このような変化に対応すべく現場の実践者に役立つ方向へ学会を発展させていくことが不肖小生の役割と心しています。

## 話題

## 個人情報保護法と産業保健



2005年4月1日に個人情報の保護に関する法律<sup>1)</sup>が全面施行されたのを受け、国の定める医学研究分野の倫理指針（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針<sup>2)</sup>、疫学研究に関する倫理指針<sup>3)</sup>（以下、疫学研究指針）、臨床研究に関する倫理指針<sup>4)</sup>（以下、臨床研究指針）も改正された。さらに産業保健の分野では、雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針<sup>5)</sup>、雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項<sup>6)</sup>、労働者の健康情報の保護に関する検討会報告書<sup>7)</sup>が出されている。

雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項<sup>6)</sup>では、健康情報を「指針に定める雇用管理に関する個人情報のうち、健康診断の結果、病歴、その他の健康に関するもの」をいう」と定義している。具体的には、例えば、

- (1) 産業医が労働者の健康管理等を通じて得た情報
- (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第65条の2第1項の規定に基づき、事業者が作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認めたときに実施した健康診断の結果
- (3) 安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき事業者が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき労働者から提出された健康診断の結果
- (4) 安衛法第66条の4及び第66条の5第1項の規定に基づき事業者が医師等から聴取した意見及び事業者が講じた健康診断実施後の措置の内容
- (5) 安衛法第66条の7の規定に基づき、事業者が実施した保健指導の内容
- (6) 安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置（THP：トータル・ヘルスプロモーション・プラン）を通じて事業者が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等
- (7) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第27条の規定に基づき、労働者から提出された二次健康診断の結果
- (8) 健康保険組合等が実施した健康診断等の事業を通じて事業者が取得した情報
- (9) 受診記録、診断名等の療養の給付に関する情報
- (10) 事業者が医療機関から取得した診断書等の診療に関する情報
- (11) 労働者から欠勤の際に提出された疾病に関する情報
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、任意に労働者等から提供された本人の病歴、健康診断の結果、その他の健康に関する情報

が挙げられている。

原則的には、事業主が雇用者の健康情報を取り扱う場合には、当該労働者の同意が必要である。これら健康情報は、医療機関においては「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン<sup>8)</sup>に基づき取り扱われ、また、健康保険組合においては「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのため

のガイドライン<sup>9)</sup>に基づき取り扱われているため、両ガイドラインについても把握しておく必要がある。なお健康保険組合から情報を得る場合には、主体が異なることから同意が必要であることには注意が必要である。ただし、健康診断を事業主と健康保険組合が共同で実施する場合には、第三者に当たらないため特に同意は必要とされない。なお、健康診断を委託する場合には、適切な機関を選定するとともに委託先に対して監督を行う義務が発生する。

職場では定められた健康診断の範囲を超えての検査を行う場合もあるが、特に以下のように述べられており、情報の取り扱い（取得）には注意を払いたい。

#### 4 その他事業者が雇用管理に関する個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を行うに当たって配慮すべき事項

- (4) HIV感染症やB型肝炎等の職場において感染したり、蔓延したりする可能性が低い感染症に関する情報や、色覚検査等の遺伝情報については、職業上の特別な必要性がある場合を除き、事業者は、労働者等から取得すべきでない。

なお、個人情報保護に限定しないものとして、産業保健専門職の倫理指針<sup>10)</sup>も参考となる。

#### 文献

- 1) 個人情報の保護に関する法律  
<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/>  
(accessed August 28, 2004).
- 2) 文部科学省・厚生労働省・経産産業省 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（2001年3月29日（2004年12月28日全部改正）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/l61228genomu.pdf> (accessed April 28, 2005).
- 3) 文部科学省・厚生労働省 疫学研究に関する倫理指針（2002年6月17日（2004年12月28日全部改正）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/l61228ekigaku.pdf> (accessed April 28, 2005).
- 4) 厚生労働省 臨床研究に関する倫理指針（2003年7月30日（2004年12月28日全部改正）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/l61228rinsyou.pdf> (accessed April 28, 2005).
- 5) 厚生労働省 雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するため事業者が講ずべき措置に関する指針（2004年7月1日）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/07/tp0701-l.html>  
(accessed April 28, 2005).
- 6) 厚生労働省 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項（2004年10月29日）  
<http://www.jaish.gr.jp/horei/hori-45-hori-45-35-12.html>  
(accessed April 28, 2005).
- 7) 座長保原喜志夫天使大学教授 労働者の健康情報の保護に関する検討会報告書（2004年9月6日）  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/09/s0906-3a.html#2>  
(accessed April 28, 2005).
- 8) 厚生労働省 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（2004年12月24日通達）  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/l2/dl/s1224-1la.pdf>  
(accessed April 28, 2005).
- 9) 厚生労働省 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（2004年12月27日）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/l61227kenpo.pdf> (accessed April 28, 2005).
- 10) 日本産業衛生学会 産業保健専門職の倫理指針（平成12年4月25日）  
<http://www.sanei.or.jp/ethics.html> (accessed April 28, 2005).

## シリーズ 産業衛生に携わって

### 産業衛生学とつき合って60年



井上 俊 (名古屋大学名誉教授)

昭和18年9月、名大医学部を卒業、日米戦よいよ厳しい最中であったが、この年に大学院特別研究生という、兵役免除。助手並の給料支給という制度が出来て、運よく選ばれて研究者として衛生学教室に残るようにという指示が来た。しかし、講義を聴いても学問的な魅力を感じなかった衛生学に何故?、そこで図書館に飛び込んで、衛生学の学問的本質は何かを勉強した結果、環境を課題に取り組んだ素晴らしい人間学だと分り、真剣に取りくむ決意が沸いた。産業衛生学の権威鯉沼卯吾教授が私に与えられたテーマは「職業病の研究」であった。熱心な助教授や先輩達の指導を受け、各種工場を廻ると共に、研究室ではラジオフォトメーターと手動式計算器を駆使して、満年当直で環境評価、健康評価、両者の相関関係の評価方法の確立に打込んだ。

然し、昭和20年3月、名大医学部は米国機の絨緞爆撃を受けて全焼、私は命だけは助かったが、研究データは全滅した。

教室は瀬戸市の道泉小学校に疎開、疎開中の3年間は瀬戸陶磁器業者の衛生管理にタッチする程度、主力は小学生の健康管理、体力測定に主力を注いでいた。昭和24年名大医学部に仮校舎が出来て私は助教授になったが間もなく松本医大（後に信州大となる）の衛生学助教授となる。ここでも体型判定の体力医学に主力を注いだが小松富三男教授による長野山奥での麻糸作りの心疾患（信州心筋症）の調査、温泉地での井水中鉛による斑状歯の疫学調査に教室員と共に力を注いだ。

昭和31年9月、鯉沼教授退官の後を継いで名大教授に就任した。名大には社会医学系の講座が衛生学以外に予防医学、公衆衛生学と二つ増え、夫々が研究対象を分担すれば、戦後の産業発展に素晴らしい指導力を持つことが出来る。又ファイトが沸いた。そして、三教室で話し合い、臨床のカリキュラムのポリクリニに相当する実習時間を設け、各種の実地研修、社会見学を行うことを試みた。これが学生に大変好評で、環境衛生概論、産業衛生を担当の衛生学教室への入局者が年々増加した。教室内の集団会でも教授から新入生まで自由に発言し、民主的な明るい雰囲気の中で共同研究が進められた。石油化学工業の発展の中で、先づベンゾール中毒特殊健診が華々しく議論され、その診断基準となる血液正常値を定める「日本人労働者血液生理値委員会」で私が委員長となって、5年がかりで全国調査のデータを纏めた。ビニールサンダル製造作業者に見出されたノルマルヘキサンによる多発性神経炎の報告は、国際学会でも高い評価を受けた。臨床外来を訪れる患者の中にも職業病の患者は現れる。このような事例を個人の治療だけで済ますべきでは無いという山田信也講師（後に公衆衛生学教授）の主張から臨床医との話し合いの場も持たれるようになった。振動障害に於ける彼の業績は素晴らしいものである。

昭和57年名大退官後10年、中部大学へとめたが研究からは離れ専ら衛生学原論、健康論の講義に終始した。

同時に十数年間労働衛生基準協会で中小企業経営者、労働者に労働衛生の講義を続けた。こんなに熱心に聴いてくれるとは思いもかけなかつたので、講義のやり甲斐を感じた。

自分の健康は自分で守るべきだ、そのため、各自の生活環境に適した健康保持論を身につけてもらう努力が衛生学者に必要と考える。

偉そうなことを述べて来た私は目下87才、私にとって如何に生きるかは、如何に死ぬかに等しいと考え努力しております。

### 「見えないリスク」



上原 正道 (プラザー工業)

東海地方会の皆さん、はじめまして。昨年6月よりプラザー工業の産業医をしております上原と申します。「産業衛生に携わって」というテーマで原稿を書く機会を頂きましたので、今後の抱負を中心にいま感じていることを素直に書いてみたいと思います。

私はプラザー工業に産業医として就職する直前2年間は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課に勤務していました。現在、労働安全衛生法が改正されようとしていますが、私がいたときはちょうど行政内部で盛んに改正について議論しているときでした。その議論の中心はやはり過重労働対策であったわけですが、内部でも必ずいぶんと意見がぶつかり合いました。メンタルヘルス対策については、対策の意義や効果が比較的わかりやすいのですが、過重労働対策については、脳・心臓疾患との因果関係をはじめ、疲労度の評価や産業医面談の効果がわかりにくいことが主な原因だったように思います。単純に脳・心臓疾患の予防対策と考えればそうでもないのですが、労働時間との関係ということを考えると、どうもすっきりしない感は否めません。

過重労働対策に限らず、産業医として日々業務をおこなっていると、休職者の復職判定、法規定のない化学物質の管理方法、がんに罹患した社員への対応など、さまざまな問題に遭遇します。その問題には、「見えるリスクと見えないリスク」、「対応しやすいリスクと対応しにくいリスク」があり、目に見えないものを見るようにして、対応しやすいものにしていくことが産業衛生に携わる者の使命の一つであると感じています。過去の産業衛生の歴史を振り返っても先人の先生方はそれを見事に克服してきたと思います。見えるリスクへの変換は、自分自身の考え方の整理に役立つとともに、会社経営層へのアピールという点においても非常に有益だと感じており、私も実際にどのように克服していくかを懸命に考え、その試みを会社の中で進めようとしています。

また、日本の産業衛生は法令遵守型として進んできた経緯がありますが、近年の企業における組織の見直し、労働の質および量的变化、企業の社会的責任の拡大など、大きく変化している状況を踏まえると、今後は自主管理型への転換、マネジメントシステムの導入が不可欠であると思います。その際、産業医には問題を的確に理解して判断・処理していく能力が求められるのでしょうか、私はむしろ「自分の弱みを知る」ことがリスクマネジメント上、最も重要であると考えております。つまり、自分に過信があつたり、著しい知識のアンバランスがあつたりすると、判断を誤ってしまう危険性が高いと考えているからです。

いろいろと書きましたが、まだまだ駆け出しの身ですので、今後さらに自分の弱みを知り、自分の幅を広げていきたいと思っております。今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

## 学会・研究会

### 第18回振動障害研究会

**榎原 久孝 (名大・医・保健)**

第18回振動障害研究会は、平成17年2月26日（土）愛知県勤労会館にて、13時30分から16時40分まで、14名の参加で開催された。

最初に(株)マキタ技術研究部の畠山常人氏より「手腕振動測定規格の動向—国際規格・欧州・日本」と題して、本年7月よりEU諸国で振動の安全衛生に関するEU指令が施行されるのに伴い、工具振動の測定評価法に関する規格がISOやEUなどで急速に制定されてきている状況について具体的に報告された。それに対応して、我が国でも振動測定評価法のJIS化や、第10次労働災害防止計画の「振動工具の振動・騒音値の表示」を進めることなどの課題について論議された。

次いで産業医学総合研究所の前田節雄氏より「ISO10819に準拠した装置で測定した市販防振手袋の振動軽減効果」について、産研内にJIS・ISO各々に準拠したシステムを作成して評価したが、内外の市販防振手袋で効果が低いものもみられた等の報告があった。防振手袋の効果について客観的な評価システムを策定する重要性について意見が出された。

榎原は、「振動障害患者の末梢神経障害と手指巧緻性」について、手指巧緻性低下は手指しづれなどの末梢神経障害や筋力低下と関連があることを報告した。近年手指巧緻性に関心が集まっていることについて意見交換がなされた。

### 第9回職域肺疾患管理研究会

**谷脇 弘茂 (藤田保健大・医・衛生)**

平成17年2月26日（土）14：00～16：30に、第9回職域肺疾患管理研究会が名大医学部鶴友会館2階大会議室で開催された。参加者は61名であった。今回は今年4月1日から改正される結核予防法に焦点を当て、「結核予防法改正に伴う健康診断への影響」というメインテーマで行った。講演Ⅰとして、まず行政側より「結核予防法改正の背景と要点」という内容で、愛知県健康福祉部技監の大塚君雄先生より講演頂いた。結核の発生状況から始まり、結核予防法改正に至る経緯と結核対策を取り巻く状況の変化、及び結核予防法改正の概要について講演された。それによると改正後の定期健診は①市町村長によって65歳以上的一般住民が対象となり、65歳以下でも必要と認める者に対しては実施できる。②事業者による定期健診は、労働安全衛生法施行規則が改正されるまでは現行どおり。③教職員や病院・診療所・介護保健施設・社会福祉施設等の職員は年1回。④その他として大学・専門学校・高等学校の学生に対しては入学年度に1回、刑務所収容者は20歳以上に年1回等となっている。また予防接種の見直しでは、ツバキ検査を省略してBCGの直接接種が行われ、原則として生後6ヶ月に達するまで行うことになるという内容であった。次にこの改正法に関連して、岐阜県産業保健センターの加藤保夫先生より「職域健診における胸部X線検査現状とその意義について」という内容で追加発言があった。当センターで実施した胸部X線検査結果のデータより、肺結核、肺癌以外にも、肺炎、気管支炎、肺線維症、胸膜・縦隔疾患、循環器疾患、甲状腺

腺疾患等発見される疾患は多岐にわたっており、医療が必要な疾患は10万対79.6の割合で見つかっている。これは結核予防法における検診打ち切りの目安とした患者発見率0.02%（10万対20）を大幅に上回るという内容であった。最後に藤田保健衛生大学第2教育病院呼吸器内科の廣瀬正裕先生から「結核及び非定型抗酸菌症の診断と治療」という内容で講演があった。結核と非定型抗酸菌症の診断方法、臨床症状、鑑別診断、治療内容について、経験した症例を交えて非常にわかりやすく説明があった。これまでなく参加者が多く、特に検診機関からの参加が目立った。結核予防法改正に伴って検診内容が変わることろに关心が集まつたものを感じた。

### 第46回産業精神衛生研究会

**富田 晃行 (古河電工・三重)**

平成17年1月28日（金）愛知県中小企業センターにて第46回産業精神衛生研究会が東海地方会の第63回職場ストレス研究会（代表司会人 愛知医大 小林章雄教授）も兼ねて、5年ぶりに東海地区で開催されました。午前の部は産業現場における精神衛生を携わるにあたって必要となる組織心理学（北里大学 田中克俊先生）や管理監督者に対するメンタルヘルス教育（三菱重工 北村尚人先生）について、わかりやすく、具体的な教育講演をお聞きすることができました。そして、一般演題では4名の先生から活動事例などの発表がありました。また、午後からは愛知労働局も主催に加わり、「メンタルヘルスフォーラム in 愛知」と称しまして、名古屋大学 精神医学 尾崎紀夫教授に職場精神衛生では最も重要なうつ病における早期発見から職場復帰までの幅広い内容での特別講演をしていただきました。そして、シンポジウムの「職場復帰」では、安衛法のみならず労基法等の法律の知識も必要になることも多いため、弁護士（愛知労働局労災法務専門員 宮澤俊夫先生）や人事担当者（中部電力㈱ 人事要員G長 川瀬富治先生）にもシンポジストとして加わっていただき、フロアーからも活発な議論が展開されました。今回の研究会では、産業保健職だけでなく、地元企業の総務や人事の担当者も多数出席され、午後には会場は満員（約650名）となり、参加者の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたことをこの場をかりましてお詫び申し上げます。

### これからの諸行事予定

1) 愛知医大産業保健科学セミナー(3)

日 程：5月18日（水）14：00～16：00

テー マ：「職場における肝疾患の管理」

演 著：福澤 嘉孝 先生（愛知医大・消化器内科）

会 場：明倫ホール

（名古屋市中区新栄2-4-3、地下鉄「新栄」2番出口より徒歩3分）

資料代：1000円

【日本医師会産業医認定：基礎・後期2単位または生涯・専門2単位】

2) 第64回職場ストレス研究会

日 程：6月15日（水）14：00～16：00

テー マ：「職業性ストレス簡易調査票の使用」

演 著：小田切優子 先生（東京医大・衛生公衆衛生）

会 場：明倫ホール

（名古屋市中区新栄2-4-3、地下鉄「新栄」2番出口より徒歩3分）

資料代：1000円

3) 平成17年度日本産業衛生学会東海地方会総会並びに研修会

日 時：2005年6月25日（土）10：00～16：30

場 所：名古屋大学医学部 鶴友会館

## 内 容：

10:00~10:10 開会の挨拶 企画運営委員代表 岩田全充  
地方会長 井谷 徹

10:10~11:30 講演1 「トヨタ自動車における“エルゴ”一人間工学的対策」  
演者：岩田全充（トヨタ自動車 安全衛生推進部）  
座長：小野雄一郎（藤田保健衛生大学 公衆衛生学）

11:30~12:00 総会

12:00~13:00 休憩

13:00~14:30 特別講演「職場におけるうつ病の予防」  
演者：尾崎紀夫（名古屋大学大学院精神医学）  
座長：小林章雄（愛知医科大学 衛生学）

14:30~16:30 シンポジウム「過重労働による健康障害とその対策」  
講演1 「安衛法改正における過重労働対策の実際」  
演者：伊藤 正（愛知労働局労働基準部 労働衛生課）  
講演2 「過重労働と循環器疾患」  
演者：内山隼二（南医療生協星崎診療所）  
講演3 「過重労働による健康障害の予防法」  
演者：森 規郎（産業医大産業医実務研修センター）

座長：齊藤政彦（大同特殊鋼）

16:30~ 閉会の挨拶 企画運営委員 渡邊美寿津  
(愛知医科大学産業保健科学センター)

参加費：会員 2,000円 非会員 3,000円  
事務局：平成17年度日本産業衛生学会地方会総会および研修会  
〒471-8571 豊田市トヨタ町1番  
トヨタ自動車株式会社 安全衛生推進部（兼）統括産業医  
岩田全充（企画運営委員代表）  
TEL: 0565-23-3600

## 4) 第22回労働と健康研究会

日 時：2005年7月14日（木）18:30~  
会 場：名古屋市立大学医学研究棟11階 講義室A  
テーマ：「心臓リハビリテーション—職場復帰に向けた対応—」  
講 師：築瀬 正伸 先生（安城更生病院循環器センター心臓生理部長）  
参加費：一般 500円  
日医認定産業医単位希望者 2,000円（先着30名まで）  
問合先：名古屋市立大学大学院医学研究科労働・生活・環境保健学分野  
TEL: 052-853-8171 FAX: 052-859-1228  
E-mail: eisei@med.nagoya-cu.ac.jp

5) 愛知医大産業保健科学セミナー(4)および第65回職場ストレス研究会（合同）  
日 程：9月7日（水）14:00~16:00  
テーマ：「職場におけるうつ状態の捉え方」  
会 場：明倫ホール  
（名古屋市中区新栄2-4-3、地下鉄「新栄」2番出口より徒歩3分）  
演 著：松原 桃代 先生（愛知医大・精神神経科）  
【日本医師会産業医認定（取得予定）：基礎・後期2単位または生涯・専門2単位】

## 地 方 会 理 事 会

## 平成16年度 第3回理事会

日 時：2004年12月4日（土）10:00~12:00  
場 所：名古屋市立大学医学部研究棟11階特別会議室  
出席者： 理事：26名  
顧問：2名  
オブザーバ：5名  
委任状：34名

## 【議 題】

- A. 前回理事会議事録の確認
- B. 報告事項
  - 1) 本部報告事項 2) 産業医部会幹事会報告事項 3) 産業看護部会幹事会報告事項 4) 産業衛生技術部会幹事会報告事項 5) 平成16年度地方学会開催報告 6) 平成17年度地方会総会並びに研修会準備状況 7) 地方会ニュース編集状況 8) 地方会長・本部代議員・役員選挙について 9) 地方会部会について 10) 第77回日本産業衛生学会事後措置について 11) 関連学会・研究会開催報告 12) 今後の関連学会・研究会等
- C. 協議事項
  - 1) 地方会会长・理事の任期について 2) 第19回産業医・産業看護職・衛生管理担当者のための研修会

## 会 員 の 異 動

(2004.11.1~2005.3.31)

**新入会** 愛知 ①前田憲司（名市大・院・医）②森下宗彦（愛知医大）③永鶴典子（新日鐵）④廣瀬由佳（松下エコシステム）⑤堀井直子（中部労災看護専門学校）⑥上山 純（名大・保健学科）⑦高本 知（マリンクリニック）⑧磯村洋子（豊安工業）⑨岩本雅代（県信用金庫健保）⑩川崎ゆりか（日本車輌）⑪杉浦元孝（杉浦医院）⑫田中澄子（東京海上日動メディカルサービス）⑬辻 宏夫（辻安全サービスセンター）⑭端谷 穀（日赤豊田看護大）⑮本多幸子（ソニーイーエムシーエス幸田）静岡 ⑯鈴木昌代（県農業団体健保組合）⑰古屋淳一郎（明電舎）⑱中嶋みのり（関東自動車）⑲伏見恵子（日本軽金属）⑳八木陽子（東海旅客鉄道）三重 ①武内操（武内病院）②栗原和生（三重大学）③宮津 優（三重大学）④古田さとり（JSR四日市）岐阜 ⑤後藤直美（社会保険健康事業財團）⑥山岡京子（社会保険健康事業財團）⑦酒井信子（ブリヂストン関工場）⑧横山さつき（中部学院大短大）

**転 入** 愛知 ①加藤昌志（中部大、北陸甲信越から）②田村 敬（三菱化学、関東から）

**退 会** 愛知 ①榎原正純（榎原内科医院）②清水光栄（愛知淑徳大学）③武田正義（名南環境測定センター）④浅野俊子（NTT東海健康管理センター）⑤伊藤宜則（藤田保健衛生大）⑥上田智子 ⑦田中真希子（大同特殊鋼）⑧荒深美和子（金城学院大）⑨橋田光一（JR東海）⑩浜松裕雄（大同病院）⑪渡辺ゆう子（大同病院）⑫吉澤栄美子（建築国保組合）⑬各務 守（中部安全衛生サービスセンター）⑭経塚昭代（ソニーイーエムシーエス幸田）⑮花井美智子（瀬戸健康管理センター）静岡 ⑯清水恭代 ⑦永井道子（浜松医大・看）⑧塩谷智子（関東自動車）⑩鈴木ミチ ⑨千葉玲子（千葉歯科医院）⑪渡井ひとみ（聖隸沼津健康診断センター）⑫若宮俊司（浜松労災病院）三重 ③塚本計昌 ②林志津子 ③小野和子 ④河合 信（労働衛生センター）⑤佐々木啓子（古川電工）⑥竹内好雄（竹内歯科医院）⑦野村新爾（日硝ビー・アール）岐阜 ①橋本郁夫 ②森 厚 ③兼 松恵子（岐阜県立看大）④町野正明（土岐市立総合病院）⑤林由美子（岐阜県立看大）

**転 出** 静岡 ①中村晴信（浜松医科大、近畿へ）

## 編集後記

先日、家族で東京ディズニーリゾートへ行ってきました。そこで気になったのが、園内、ホテル、あらゆる場所でのスタッフの対応でした。あいさつ、受け応え、表情、すべてにおいて、こちらが困惑してしまうくらい、気持ちのよいもので、また来たい！と思わせるものでした。他のテーマパークが次々に倒産していく中、20年経った今も、平日なのに「60分待ち」「90分待ち」が当たり前の満員状態を維持しているのも納得です。産業現場でもCS（顧客満足）活動が叫ばれていますが、模範的なCS活動に遭遇し、大変感銘を受けました。それと同時に、産業保健サービスを提供する立場でも、見習わなければ、と思いました。

(石川浩二)

## 次回発行 平成17年9月1日

編集責任者 谷脇 弘茂（藤田保健衛大）

## 編集委員（五十音順）

石川浩二（三菱重工）	市原 学（名大）
加藤保夫（岐阜県産業保健センター）	後藤義明（NTT東日本）
高崎正子（東芝四日市）	城 憲秀（名市大）
武山英磨（名市大）	武藤繁貴（聖隸健診センター）
渡邊美寿津（愛知医大）	